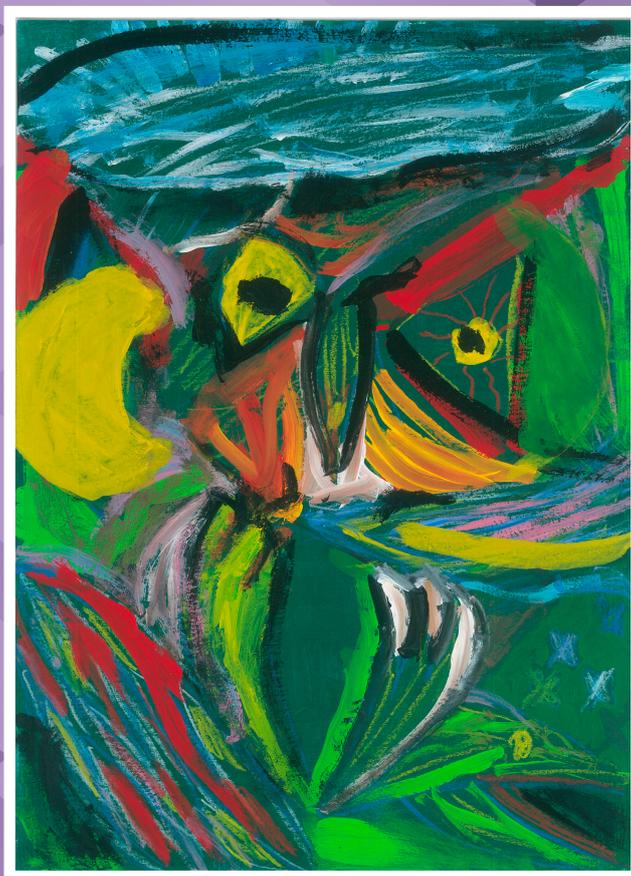


第8章

関係機関の人的・物的体制の 整備等のための取組



「ゆううつ」

第1節

関係機関の人的・物的体制の整備等

1 関係機関における人的体制の整備【施策番号113】

警察庁は、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案への迅速・的確な対応、少年非行の未然防止、暴力団員の社会復帰対策に係る体制整備を推進している。

法務省は、高齢者や障害を有する受刑者を始めとして、出所後に福祉的支援を要する受刑者等に対する的確な支援を行うため、刑事施設及び少年院に福祉専門官を配置（【施策番号34】(P42)参照）しているほか、各刑事施設、少年院及び少年鑑別所に、再犯又は再非行の防止に向けた体制整備や処遇充実のための刑務官、法務教官及び法務技官等を配置している。また、保護観察付一部執行猶予者に対する生活環境の調整や継続的な指導及び支援、起訴猶予者等に対する入口支援等を充実させるため、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）にかけて、地方更生保護委員会及び保護観察所において、保護観察官を増配置し、保護観察処遇等を充実させるために必要な人的体制の整備を進めている。

検察庁は、起訴猶予者等のうち入口支援が必要である者について、社会福祉事務所や病院、特定非営利活動法人などを探して受入れを依頼したりするなどの社会復帰支援業務等を担当する検察事務官の増配置を進めている。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対して就労支援を行う就職支援ナビゲーターをハローワークに配置しており、必要な人的体制を整備している。

2 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号114】

警察庁は、都道府県警察において、ストーカー加害者への対応、非行少年に対する支援、暴力団からの離脱に向けた指導等を担当する警察職員に対し、実務に必要な専門的知識を習得させるための教育・研修を行っている。

法務省における研修については【施策番号38】(P45)を参照。

法務省職員の研修等への派遣については【施策番号100】(P112)を参照。

検察庁は、警察、学校関係者等に対し、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組の説明を行っている。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対する就労支援を担当する労働局やハローワークの職員等に対して、必要な研修等を実施している。

3 矯正施設の環境整備【施策番号115】

法務省は、矯正施設において、再犯の防止等に関する施策の推進を目的とした各種矯正処遇の充実等のための環境整備を行うほか、老朽化した矯正施設の建替えを始め、物的体制の整備を進めている。2018年度（平成30年度）は、円滑な職業訓練・指導環境の整備に資する改修・修繕を行ったほか、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所、沖縄少年院及び沖縄女子学園等の再犯防止施策に資する施設の整備を行った。しかしながら、矯正施設290庁のうち、126庁が現行の耐震基準制定以前に建築された施設であり、老朽化により整備が必要な施設も多く残る。今後も、各種施策に合わせた改修・修繕を行うとともに、現行の耐震基準制定以前に建築された老朽施設の建替え・長寿命化改修等を実施することで、引き続き、再犯防止施策の基盤となる矯正施設の環境整備を着実に推進することとしている。